

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市ひきこもり地域支援センター設置運営業務
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	公益財団法人北海道精神保健推進協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務については、ひきこもりの状態にある本人やその家族を支援するための第一次相談窓口の設置により、隙間のないひきこもり支援を実施することを目的としていることから、ひきこもり相談に関する豊富な経験や知識、専門的な資格を持つ職員を有し、本市の実施する精神保健福祉相談業務や、各種支援・サービスの連携、及び地域における関係機関とのネットワーク構築が不可欠である。 今回契約候補者とした公益財団法人北海道精神保健推進協会は、平成21年度から北海道、平成27年度から本市が、厚生労働省の実施するひきこもり対策推進事業の委託を受けてひきこもりセンターを設置しており、ひきこもりの第一次相談窓口として高い業務実績を有するとともに、医療・披見・福祉・教育・就労等の関係機関とも連携し、ひきこもりに対する支援ネットワークを構築している。 また、ひきこもり外来及び精神科デイケア施設「こころのリカバリー総合支援センター」を開設し、様々な理由から社会的な適応が困難な人たちの自立や社会参加の支援に当たること、相談、支援に関する多くのノウハウを蓄積している。 さらに、北海道から委託を受け「ひきこもりサポーター養成事業」を実施しており、ひきこもり支援者やピアサポーター養成にかかるノウハウの蓄積や人材の育成に積極的に取り組んでおり、ひきこもりの支援技術の向上や支援者のスキルアップに貢献しているところである。このノウハウを活かし、本市に平成30年度から実施している集団型支援拠点「よりどころ」においても、事業受託者と協同して事業の企画・運営に携わり、参加者と信頼関係を築きながらひきこもりセンターの個別相談に繋げることで、事業の円滑な運営及び参加者の定着に大きく寄与している。 よって、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないため。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月10日